

## 第24期佐世保市農業委員会第8回総会議事録

1 開催日時 令和3年1月27日(水) 13時30分から14時25分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 10番	辻 茂樹
委員 2番	川上 宗康	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲一	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
		委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員

無し

6 農業委員会事務局職員

事務局局長	中里 忠義
事務局次長	菊永 朋美
事務局係長	天羽 孝太郎
事務局係長	博多屋 孝昭
事務局主査	藤 和弘
事務局主査	岩崎 孝典
事務局主任主事	田中 豊
事務局主任主事	牟田 雄介

7 議事日程

議事録署名委員の指名

第67号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

- 第68号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第69号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
- 第70号議案 非農地証明願について
- 第71号議案 非農地通知について
- 第72号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第73号議案 土地改良法第3条資格者の証明について
- 第74号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 第75号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
- 第76号議案 農用地利用配分計画（案）について
- 第77号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

- 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
- 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告4 簡易な農地改良届出書の受理について
- 報告5 農地転用許可不要案件の受理について
- 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について
- 報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

## 8 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第8回総会を開会いたします。  
一、開会. 会長挨拶。

会長 12月の総会からコロナの影響で農業委員のみの開催になっておりますが、状況は悪化の一途でございます。皆様においても細心の注意をしていただき、感染しないようこれからもよろしく願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、欠席者はいません。委員総数19名全員出席でございます。従って、過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることをご報告いたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、本総会については、推進委員の出席を求めませんでしたので、本日も、農業委員のみでの開催となりますことを申し添えます。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、16番 赤木行 秀

委員、17番 松永信義委員、補充として18番 内野正美委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第67号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第67号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

こちらについて、追認許可相当との県の判断があったことから、このたび顛末書を添付して転用許可申請があり、第67号議案の第4条許可申請案件の1番として上程しております。続けて、2番についても説明させていただきます。

～資料説明～

それでは、1番柚木地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、小舟町の3筆。地目は、登記畑、現況、農業用施設です。面積は3筆合計585㎡。転用目的は堆肥舎で、施設は堆肥舎250㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地の農業用施設用地です。参考事項としまして、こちらは、小舟町1組公民館から南に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。平成7年の建設以来、周辺農地被害を生じさせたことはない。日照通風、周辺は自作農地であり、平成7年の建設以降、周辺の営農条件に支障を生じさせたことはない。排水計画は、雨水は自然流下。汚水は堆肥化。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番柚木地区。

8番 8番、小川です。1月17日に宮崎推進委員と現地調査をしてまいりました。現地は、堆肥舎として利用されており、問題ないと思います。

以上です。

議 長 第67号議案について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第67号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第68号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第68号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷。地目は、登記畑、現況不耕作。面積は90㎡です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、駐車場3台分。併用地ありで、計画全体面積は734.78㎡です。住宅1棟木造平家建て、建築面積98.95㎡。駐車場5台分。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保市吉井地域包括支援センターから北に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.1m、切土、最高0.1m、砂利を敷き詰めて、土留め工事を行う。日照通風、建築物を建設せず、現状のまま利用するため、被害の発生の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。1月23日に末永推進委員と現地確認を行いました。周辺等へ影響はなく、問題ないと判断しました。

以上です。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第68号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第69号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第69号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町。地目は、登記田、現況荒地。面積は592㎡です。転用目的は建設用資材置場。権利は、賃借権設定、3年間です。施設は、資材置場209.93㎡、駐車場15台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地です。参考事項としまして、こちらは県北家畜保健衛生所より西に約160mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m、最低0.2m。ビニールシートを布敷し、その上にジャリ敷をし、期間満了時に除去して原状に復帰する。日照通風。建築物等の設置はなく、又埋立てもしないため、他の土地に被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図、断面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。農地復元計画書添付。農地復元計画書の内容としましては、ビニールシートを現状に布敷し、その上にジャリを上積みする。期間終了後は全て撤去し、原状に復帰する、となっています。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。1月23日に富川推進委員と現地確認を行いました。現地は田ですが、現在耕作されていません。高速道路の工事にかかる資材置場とのことで、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第69号議案については、許可相当として県に進達することといたします。  
次に、第70号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第70号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、峰坂町。地目は、登記畑、現況墓地。面積は13㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、峰坂バス停から東に約50mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

2番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、赤崎町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は460㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、赤崎町一組公民館から北に約50mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-7に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番佐世保地区。

7 番 7番、川口です。1月22日に松永推進委員と調査に行っていました。この案件で、墓地の調査は初めてでしたが、現地を確認しますと、墓地ができたのが明治時代と見受けられました。農地法ができる前のものであり、非農地で問題ないと見てきました。  
以上です。

議 長 次に、2番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番、伊賀崎です。1月23日に富川推進委員と現地確認を行いました。申請地の周りは宅地で、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 15番、西尾です。1番の案件ですが、非農地としての証明と別に墓地としての許可は同時に必要としないのですか。

事務局 はい。墓地をつくることに対して、埋葬法等が必要となると思いますが、非農地証明の願いについては、墓地並びに建物にしても他法令での認可の部分は見えていない状態で

す。要するに、現況がどうなっているか、農地法上の問題がないかということで判断をしています。よって、この案件については農地法が施行される前のもので、現況が墓地ということで非農地証明を出すものです。

議 長 他に、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第70号議案については、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第71号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第71号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、191筆で面積が128,425.52㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第71号議案について、非農地通知を発出することとします。

次に、第72号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第72号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

1番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江上町の2筆、地目は登記

田、現況休耕地。面積合計1,971㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。1月22日に小川推進委員と一緒に見てまいりました。贈与することに何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第72号議案につきましては、許可することとします。  
続きまして、第73号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第73号議案土地改良法第3条資格者の証明について、説明いたします。  
現在行われている県営農村地域防災減災事業の計画変更に伴い、18ページから22ページ、27ページ及び28ページの名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課より照会がっております。この名簿は各地区の農業委員さんに事前に送付してありまして、この後、各地区の農業委員さんから調査結果をご報告いただき、その中で資格を有している方について証明をすることとなります。  
以上ですが、農業委員の方が審査対象となっている案件がございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、審査対象となっている農業委員の案件を先行審議いたしますので、恐れいたしますが、審査対象の農業委員は一時ご退席をお願いします。

～委員退席～

議 長 審査対象者である、退席いただいた農業委員の資格については、私から報告いたしま



す。対象委員は認定農業者であり、普段から熱心な耕作をされていますので、土地改良法の第3条資格者として証明することに問題ありません。

議 長 質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 対象委員が資格を満たすと考える農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、対象委員は土地改良法第3条資格者として証明いたします。委員は入室をお願いします。

～委員着席～

議 長 それでは、他の対象者について、地区担当委員の調査結果をお願いします。六郎ため池・柳ノ本ため池について、3番阿波委員。

3 番 3番、阿波です。18ページ六郎ため池の名簿に記載されている方については、全て耕作されているので土地改良法第3条資格者として特に問題ないと思います。

柳の本ため池については、一度申請があっておりましたが、改修工事に伴って、追加工事が発生したために再度申請があったもので、当初の申請から数年がたち離農された方、亡くなられた方などがございますので、そこを含めて報告いたします。

2番、4番、21番、56番、57番、62番、90番、95番の方を除く他の方については、3条資格者として問題ないと思います。

議 長 次に、21ページ赤新田ため池につきまして、柚木地区。

8 番 8番、小川です。赤新田ため池については、4番と28番の方については耕作されていませんので従事日数不足と判断いたしました。その他の方については3条資格者として問題ないと思います。

議 長 次に、27ページ道清田ため池につきまして、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。道清田ため池については、全員耕作をされていますので、3条資格者として証明することに問題ないと思います。

議 長 次に、27ページ右の表の二反田ため池につきまして、大野地区。

9 番 9番、牟田です。二反田ため池については、1月18日に村田推進委員と資格調査を行いました。名簿に記載されている5名の方は、農業従事日数及び耕作面積10アール以上が確認されましたので、3条資格者として証明することに問題ないと思います。

議 長 次に、28ページの鳥越ため池につきまして、江上地区。

2 番 2番、川上です。鳥越ため池については、名簿に記載されている方は、基準の耕作が確認されましたので、3条資格者として証明することに問題ないと思います。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、柳ノ本ため池の2番、4番、21番、56番、57番、62番、90番、95番、赤新田ため池の、4番、28番を除く対象者について、3条資格を満たすと考える委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第73号議案については、柳ノ本ため池の2番、4番、21番、56番、57番、62番、90番、95番、赤新田ため池の、4番、28番を除く対象者について、3条資格として証明いたします。

続きまして、第74号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

議 長 第74号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、吉井地区4件。解除条件付きの利用権設定は、宇久地区4件。

所有権の移転は、針尾地区2件、皆瀬地区1件、江迎地区1件の計4件。全体で12件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上ですが、所有権移転の3番の案件に農業委員が該当しておられます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 それでは、所有権移転の該当委員の3番の案件について先行して審議いたします。該当する委員は恐れ入りますが、一時退席願います。

～委員退席～

議 長 所有権移転の3番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、所有権移転の3番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 所有権移転の3番の案件につきましては、承認いたします。委員につきましては入室し、着席してください。

～委員着席～

議 長 それでは、所有権移転の3番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは、すべての案件を承認いたします。(案)の削除をお願いします。  
続きまして、第75号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第75号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、江上地区3件、三川内地区29件、吉井地区1件で合計33件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第75号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。（案）を削除願います。

次に、第76号議案 農用地利用配分計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第76号議案 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区1件、三川内地区14件、柚木地区1件、吉井地区1件で、合計17件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第75号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 （なし）

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 ありがとうございます。第76号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

続きまして、第77号議案 農農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第77号議案 農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、三川内地区5件、日宇地区2件で合計7件の申し出がありました。

なお、1番から5番は農業委員の方が該当する案件になります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番から5番について、先行審議を行います。該当委員は恐れ入りますが、一時退席願います。

～委員退席～

議 長 1番から5番の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、1番から5番の案件につきましては、許可することとします。委員は入室をお願いいたします。

～委員着席～

議 長 次に、残りの日宇地区6番と7番の案件について、何かご意見はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第77号議案はすべて承認されました。「(案)」を削除願います。これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。事務局に報告を求めます。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、報告いたします。  
江上地区2件の計2件相続の届出を受理しております。以上報告いたします。  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。令和3年1月12日付局長専決事項として、日宇地区1件を受理しております。以上、ご報告いたします。  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。令和2年12月17日付局長専決事項として、日宇地区1件、大野地区1件、皆瀬地区1件を受理しております。以上、ご報告いたします。  
報告4 簡易な農地改良届出書の受理について、ご説明いたします。盛土の高さ0.5m以内の農地改良を行うことを目的とした簡易な農地改良届出書について、江上地区1件を受理しております。以上、報告いたします。  
報告5 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。  
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、中里地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、江迎地区2件を受理しております。以上報告いたします。

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。

農用地利用集積・配分計画について、江迎地区1件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明します。

都市計画法に係る開発計画事前審査会が、令和3年1月14日に、相浦、九十九地区1件について開催されております。なお、今回の事前協議については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会議形式ではなく、各課からの回答集約による書面形式にて開催されていることを申し添えます。

以上報告いたします。

議 長 報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【3月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】  
【農業者年金の加入推進について】  
【新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】

議 長 以上で、本日の総会を終了したいと思います。

副 会 長 本日も慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第8回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。